

障がい者雇用推進事業主等からの物品等調達に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県が行う物品等及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、県内の障がい者を積極的に雇用している事業主及び障がい者就労施設等からの物品等の調達の機会拡大を図ることにより、障がい者の雇用の促進及び就労の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障がい者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条第1号に規定するものをいう。

(2) 障がい者雇用推進事業主とは、次のいずれにも該当する者をいう。

イ 山形県財務規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿に登載されている、または競争入札参加資格者名簿に登載される資格を有すると認められる県内に事業所（本店、支店又は営業所）を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者をいう。）であること。

ロ 障がい者を雇用している事業主（県内に本店がなく支店等がある場合は当該支店等の長を事業主とみなす）で障害者雇用促進法第43条第1項の規定を満たしている者

(3) 障がい者就労施設等とは、次のいずれかに該当する施設等（県内に所在するものに限る。）をいう。

イ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「優先調達推進法」という。）第2条第2項第1号に規定する施設

ロ 優先調達推進法第2条第2項第2号に規定する施設

ハ 優先調達推進法第2条第2項第3号に規定する事業所

ニ 優先調達推進法第2条第3項に規定する在宅就業障害者及び同条第4項に規定する在宅就業支援団体

ホ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第4号の2に規定する事業を営む者その他福祉的就労の場を営む者（イ及びロに該当する者を除く。）

(4) 山形県障がい者雇用優良事業主とは、第2号に規定する障がい者雇用推進事業主のうち、山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱（平成25年11月5日施行）第3条の規定による山形県障がい者雇用優良事業主の認定を受けた者で、第4条の規定による障がい者雇用推進事業主の登録を受けた者をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、知事部局、教育庁、警察本部、県議会事務局、企業局、病院事業局及び各委員会事務局（各出先機関を含む。）が行う指名競争入札又は随意契約の方法により調達する物品等について適用する。

(登録の申請)

第4条 障がい者雇用推進事業主又は障がい者就労施設等（第2条第3号ハに規定する事業所に限る。）で登録を受けようとする者は、別記様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があった場合において、当該申請書の審査により登録するこ

とが適当であると認めるときは、登録を決定する。

3 知事は、前項の規定により登録することを決定したときは、別記様式第2号よる通知書により、その旨を通知するものとする。

(登録の届出)

第5条 障がい者就労施設等（第2条第3号ハに規定する事業所を除く。）で登録を受けようとする者は、登録を希望する月の1ヵ月前までに別記様式第3号による届出書を知事に提出することで登録を受けることができる。

(登録事項の変更届出)

第6条 登録を受けた者は、登録された内容について変更が生じた場合には、別記様式第4号により速やかに知事に届け出なければならない。

(障がい者雇用推進事業主等の公表)

第7条 知事は、登録された障がい者雇用推進事業主及び障がい者就労施設等（以下「障がい者雇用推進事業主等」という。）の名簿を公表するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 第4条第2項の登録の有効期間は、西暦における奇数年の4月1日から翌々年の3月31日までとする。ただし、登録日が当該奇数年の年度途中である場合は登録日より当該奇数年の翌々年の3月31日までとする。

2 4月1日からの登録を希望する場合は、山形県財務規則第125条第4項第1号に定める期間に、年度途中からの登録を希望する場合は当該月の1ヵ月前までに第4条第1項に規定する申請書を提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 知事は、障がい者雇用推進事業主等の登録を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

(1) 第2条第2号又は第3号に該当しなくなったとき

(2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき

(指名競争入札における取扱い)

第10条 指名競争入札により、障がい者雇用推進事業主等が希望する品目に該当する物品等を調達するときは、少なくとも1人は障がい者雇用推進事業主等から指名業者を選定するものとする。

(随意契約についての取扱い)

第11条 随意契約により、障がい者雇用推進事業主等が希望する品目に該当する物品等を調達するときは、次により取扱うものとする。

(1) 2人以上の者から見積書を徴するときは、そのうち少なくとも1人は障がい者雇用推進事業主等とすること。

(2) 見積書を徴しないときは、競争に適さない調達を除き、契約しようとする相手方の選定において少なくとも1人は障がい者雇用事業主等から選定すること。

(山形県障がい者雇用優良事業主及び障がい者就労施設等からの物品等の調達への配慮)

第12条 前条の規定において、山形県障がい者雇用優良事業主及び第5条の規定により登録された障がい者就労施設等が供給できる物品等を調達しようとする場合は、山形県障がい者雇用優良事業主及び障がい者就労施設等が供給できる物品等の選定について配慮するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条の第2号の規定により1件の予定価格が10万円を超えない物品等を調達しようとする場合は、山形県障がい者雇用優良事業主及び障がい者就労施設等に加え、第5条に規定する登録を受けていない障がい者就労施設等が供給する物品等の選定についても配慮するものとする。

(実地調査等)

第13条 知事は、第4条第3項で通知した障がい者雇用推進事業主及び障がい者就労施設等に対して、申請書に記載された障がい者の雇用状況等の内容を確認するために、現地調査を実施することができる。

2 前項の規定は、第5条で登録した障がい者就労施設等について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、障がい者雇用推進事業主等からの物品等の調達に関して必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年2月17日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年10月31日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成23年2月15日から施行する。
- 5 この要綱は、平成25年3月19日から施行する。
- 6 平成25年3月19日から同月31日までの間における第2条第3号イからニまでの規定の適用については、次のように読み替える。

イ 障害者自立支援法（平成17年法律123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第26項に規定する地域活動支援センターまたは同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援または同条15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

ロ 障害者の地域社会における作業活動の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設

ハ 障害者雇用促進法第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所及び次に掲げる要件の全てを満たす事業所

- (イ) 身体障がい者（障害者雇用促進法第2条第2号に規定する身体障害者をいう。）、知的障がい者（同条第4号に規定する知的障害者をいう。以下同じ。）または精神障がい者（障害者雇用促進法第19条に規定する精神障害者をいう。以下同じ。）である労働者（障害者雇用促進法第43条第1項に規定する労働者をいう。以下同じ。）の数（短時間労働者（障害者雇用促進法第43条第3項に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）にあつては、当該短時間労働者の数に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た数。以下同じ。）を合計した数（以下「障がい者数」という。）が5人以上であること。
- (ロ) 労働者の数を合計した数のうちに障がい者数の占める割合が100分の20以上であること。
- (ハ) 障がい者数のうちに重度身体障がい者（障害者雇用促進法第2条第3号に規定する重度身体障害者をいう。）、知的障がい者または精神障がい者である労働者の数を合計した数の占める割合が100分の30以上であること。）

ニ 障害者雇用促進法第74条の2第3項第1号に規定する在宅就業障害者及び障害者
雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

7 第5条及び第8条第2項の規定について、4月1日からの登録を希望する場合の申請書の提出期限は、平成25年4月1日から開始する有効期間に限り平成25年3月26日までとする。

8 この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

9 この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

10 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。